

学校いじめ防止基本方針

《神奈川県立橋本高等学校》

神奈川県立橋本高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは全ての生徒に起こりうる問題であり、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する行為である。また、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

いじめは学校内外を問わず、様々な場所で起こりうるものであると捉え、学校のみではなく、各家庭や地域と連携し、いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応に努めなければならない。

(いじめの禁止)

本校生徒はいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

学校はいじめ問題に取り組むにあたり、当該生徒だけでなく、周りの環境等を十分に認識し、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

いじめを未然に防ぐには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ることが必要である。

また、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。

生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、周囲の友人や教職員と信頼関係を築きながら、規則正しい態度で授業や行事、部活動に主体的に参加・活躍し、学校や地域の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組みを実施することが重要である。

(2) いじめの早期発見のための取組み

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。そのために、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要である。

(3) いじめの早期解決のための取組み

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが必要である。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の元、毅然とした態度で加害生徒を指導しなくてはならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、いじめの内容によっては、警察等の関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信される情報の特質を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握することが大切である。

また、パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス（LINE も含む）、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育をすすめるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが不可欠である。

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応をとり、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

3 「いじめ防止・対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止・対策委員会」を設置し、学期に1回程度開催する。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ防止・対策委員会」の構成

《定例開催》（学期に1回程度開催）

管理職、生徒支援グループリーダー、生徒指導担当、学年リーダー、教育相談コーディネーター、学年教育相談担当、養護教諭、（スクールカウンセラー）

※ 内容に応じて、生徒、PTA、地域（学校評議委員、近隣自治会、民生委員等）の参加を可能な限りお願いし、構成員は柔軟に検討し学校長が任命する。

《緊急開催》

管理職、生徒支援グループリーダー、生徒指導担当、学年リーダー、教育相談コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）

※ 事案内容により、スクールカウンセラー等の依頼可能な第三者の参加を教育委員会と協議し、構成員は柔軟に検討し学校長が任命する。

(2) 活動内容

《定例開催》

- ・ いじめ防止等の取組み内容の検討、基本方針・年間計画作成実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応

《緊急開催》

- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定・報告

4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、県教育委員会を通じて知事に報告し、県教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査会」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「いじめ緊急調査会」の構成

組織名・・・「いじめ緊急調査会」

構成員・・・管理職、担任、生徒支援グループリーダー、教育相談担当、学年リーダー、教育相談コーディネーター、養護教諭、（スクールカウンセラー）、第三者機関

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・神奈川県教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること